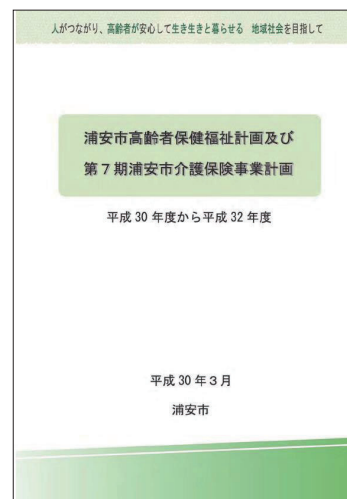


# 浦安市が目指す高齢化社会

～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかける行政の想い～

## 高齢者包括支援課

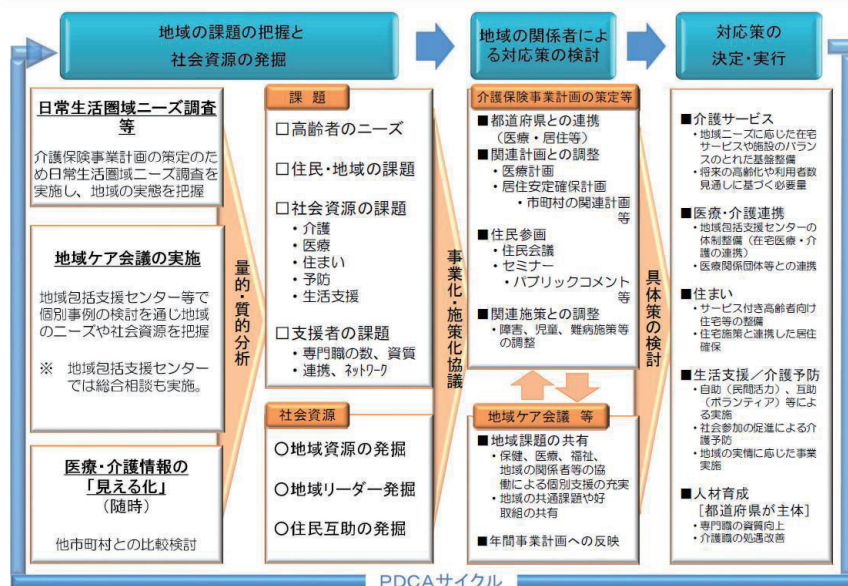
# 浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期浦安市介護保険事業計画



- 法的根拠  
「老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8第1項）および、「介護保険事業計画」（介護保険法第117条第1項）の位置づけのもと、これらの2つの計画を併せ持つものとして作成します。
- 計画期間  
平成30年度から平成32年度までの3年間

2

## 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



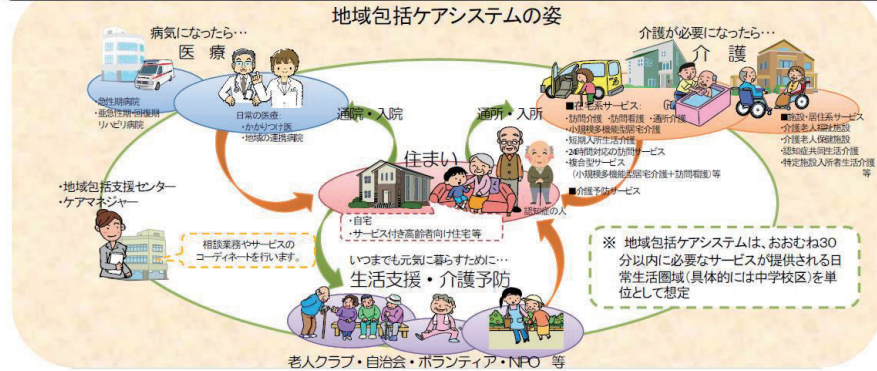
## 地域包括ケアシステムとは…

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築**を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、**地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



地域生活の継続を選択するにあたっては、本人の選択が最も重視されるべきであり、これを可能にする本人・家族の心構えが必要になる



安心して生活できる「住まい」という土台の上で



生活を構築するために必要なのが「介護予防・生活支援」



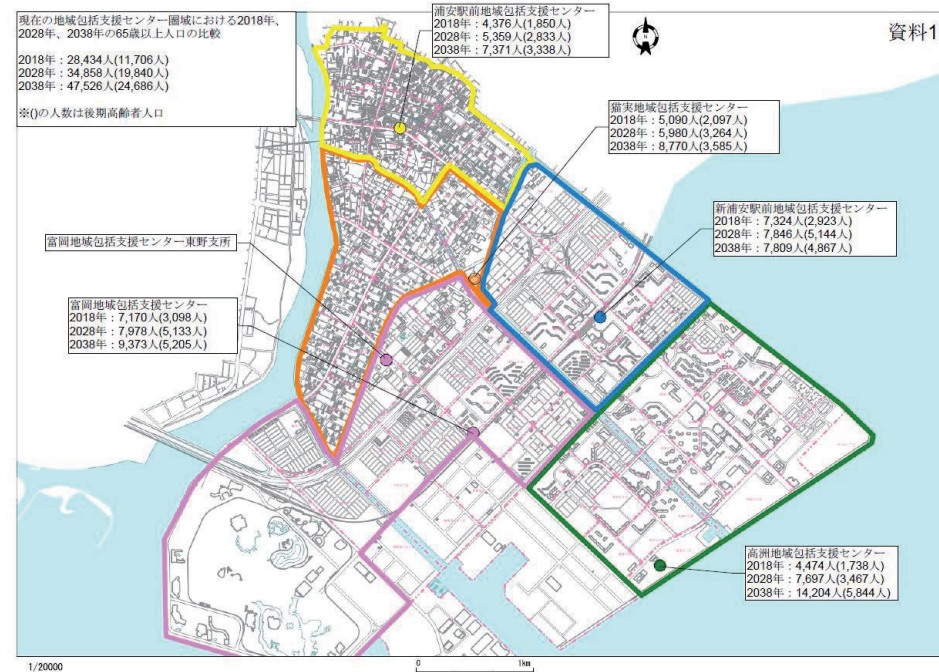
そのうえで、専門職によってニーズに応じた「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」といったサービスが提供されることで、5つの要素が相互に関係し、連携しながら、在宅生活を支える仕組みを構成する

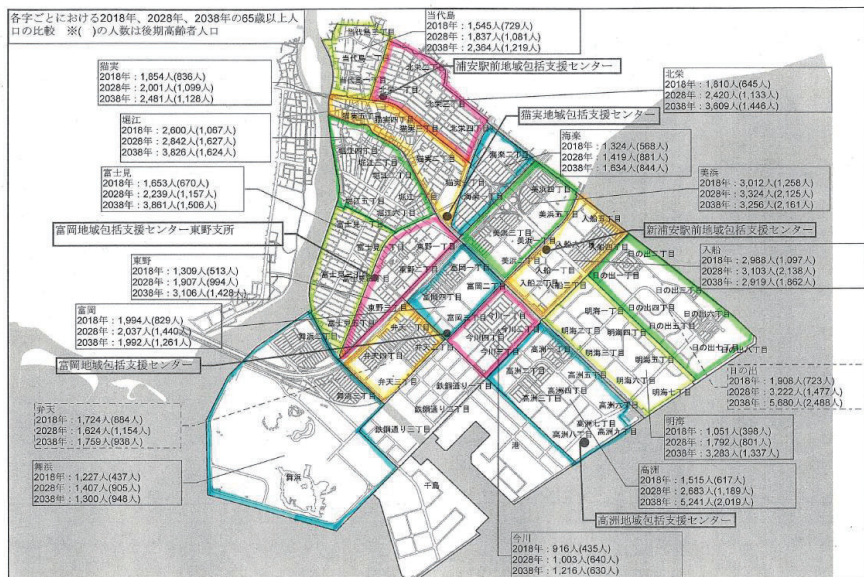
参考：地域包括支援センター運営マニュアル2訂

参考：地域包括支援センター運営マニュアル2訂

## 浦安市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念の変遷

第1期 (H12-16年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率6.5%、8,286人(H10.4.1)、介護保険開始</li> <li>・【基本理念】①能力に応じて自立した日常生活を②予防に役立つサービスに保健・医療・福祉が連携して③本人の選択によるサービスの提供を④可能な限り居宅での生活を⑤多様な事業者や施設から総合的なサービス提供を⑥生きがい対策と住みやすい環境づくりの推進を</li> </ul>
第2期 (H15-19年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率8.0%、13,592人(H14.4.1)、「2015年高齢者が国民の25%を超えること」への対策を</li> <li>・【基本理念】①能力に応じて自立した日常生活を②保健・医療・福祉が連携して介護予防に役立つサービスの提供を③可能な限り居宅での生活を④総合的なサービスの提供と質の向上を⑤高齢者の社会参加と住みやすい環境づくりの推進を</li> </ul>
第3期 (H18-20年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率8.9%、11,024人(H17.4.1)、「老人・痴呆」→「高齢者・認知症」</li> <li>・【基本理念】①「私らしさ」をいつまでも～自律(自立)とささあいの環境づくり②「ふるさとやすらぎ」をいつまでも～地域に根ざした保健福祉の環境づくり③「まちの活力」をいつまでも～持続性・循環性のある高齢者まちづくり</li> </ul>
第4期 (H21-23年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率10.5%、16,871人(H20.4.1)、「地域ケアシステム」の構築に向けて</li> <li>・【基本理念】高齢者が地域で安全・安心に暮らすまちをめざして</li> </ul>
第5期 (H24-26年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率11.9%、19,647人(H23.4.1)、「地域包括ケアシステム①医療②介護③介護予防④生活支援⑤住宅」の構築</li> <li>・【基本理念】高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して</li> </ul>
第6期 (H27-29年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率14.7%、23,962人(H26.4.1)、「地域包括ケアシステム」の構築・実現</li> <li>・【基本理念】住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと安心して住み続けられるまち</li> </ul>
第7期 (H30-32年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率16.5%、27,573人(H29.4.1)、地域包括ケアシステムの深化・推進(①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の取組の推進等②医療・介護の連携の推進③「地域共生社会」の実現)、介護保険制度の持続可能性の確保</li> <li>・【基本理念】人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して</li> </ul>





## 浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期 浦安市介護保険事業計画の基本理念

人がつながり、  
高齢者が安心して  
生き生きと暮らせる  
地域社会を目指して

### 人がつながり、高齢者が安心して生き 生きと暮らせる 地域社会を目指して①

今後、高齢化が進んでいく中で、だれもが  
住み慣れた地域で自分らしい生活を継続し  
ていくためには、

地域の支え合いの仕組みである

「**地域包括ケアシステム**」を

本市の地域特性に合わせてより充実・深化  
させるとともに、将来的には高齢者だけで  
なく障がい者や子どもなど個別のサービスの  
枠組みを越えて、地域の課題を丸ごと包  
み込むものとしていくことが必要です。

### 人がつながり、高齢者が安心して生き 生きと暮らせる 地域社会を目指して②

今後はだれもが「支え手」「受け手」の関  
係を超えて、高齢者自ら可能な限り、  
地域の住民や多様な主体、医療機関、介護  
保険サービス事業所、企業などと  
“つながり”ながら、

自分らしく生き生きと住み続けられるまち  
を創ることが必要です。

地域の持つ力と公的な支援体制が協働する  
ことで安心して暮らせる地域を創ることが  
できます。

## 人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる 地域社会を目指して③

そのために、地域住民一人ひとりが、  
 「自分や家族が暮らしたい地域を考え」、  
 「地域で困っている課題を解決したい」  
 という気持ちで活動し、  
 「一人の課題から」  
 地域住民と関係機関が一緒になって  
 解決するプロセスを繰り返して  
 「気づきと学び」が促されることにより、  
 一人ひとりを支えることができる  
 地域づくりに取り組みます。

17

## 重点施策 1 地域包括ケアシステムの構築（基本目標 1 - (1)）

- だれもが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、介護保険制度だけでなく、インフォーマルな社会資源を高齢者のだれもが活用できるようにするため、地域包括ケアネットワークの構築、協議体の設置、地域ケア会議の充実を図ります。

## 基本目標 1 地域包括ケアシステム体制を充実するために

だれもが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を本市の地域特性に合わせてより充実・深化させることが必要です。

そのためには、地域包括支援センター、介護事業者、地域の関係団体、ボランティア・NPOなど、地域の中のさまざまな人たちが、地域の課題について検討し、課題を解決する体制づくりが重要です。

また、今後は高齢者自らが高齢者福祉の担い手として、高齢者が活動していくことが期待されます。さらに、誰もが安心して相談できる体制の充実や、若年性認知症施策などを含めて新オレンジプランに沿って施策を総合的に推進します。

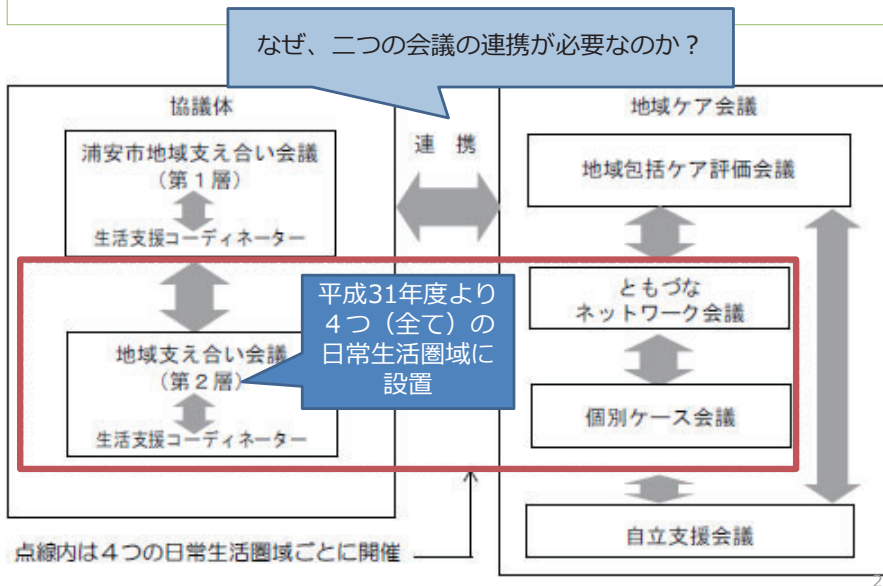
18

## 浦安市における地域ケア会議と協議体①

種別	名称	分野	内容	範囲(主権)	参加者
地域ケア会議 (第1種)の4(3)	地域包括ケア評価会議	地域包括ケアシステム全体	現状の共有・課題出し、市からの情報発信をする	市全体レベル(市)	市民、事業者等
	ともしなネットワークづくり会議		地域の実情やニーズを掘り起こし、ネットワークづくりを行う	日常生活圏域レベル(地域包括支援センター)	地域包括支援センター職員、日常生活圏域内関係機関、地域の支援者
	個別ケース会議	介護	個別ケースの支援体制について検討する	個別レベル(地域包括支援センター)	地域包括支援センター職員、該当ケース関係者
	自立支援会議	介護予防	個別の予防プランの自立支援に資するケアマネジメントを支援する	個別レベル(市)	市介護予防事業担当等職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、リハビリ専門職
協議体 (第2種)の4(3)	浦安市地域支え合い会議	生活支援・介護予防	地域資源やニーズの把握、サービスの創出や担い手の創出/ネットワークづくりを行う	市全体レベル及び日常生活圏域レベル(市)	関係機関、地域の支援者、生活支援コーディネーター

20

## 浦安市における地域ケア会議と協議体②



地域みんなの力を集結して「あったらいいな」を考える  
地域支え合い会議(協議体)と生活支援コーディネーター

買い物立ち寄れる場所があったらいいな  
買った物の送り迎えがあったらいいな  
この地域では何を求められているのだろうか  
生活支援の担い手が増えたらいいな

地域支え合い会議(協議体)とは  
自由会、老人クラブ、民生・児童委員、介護事業所、NPOなど多様な主体がメンバーとなり、地域の「あったらいいな」を作り出すために介護保険法に規定された仕組みです。

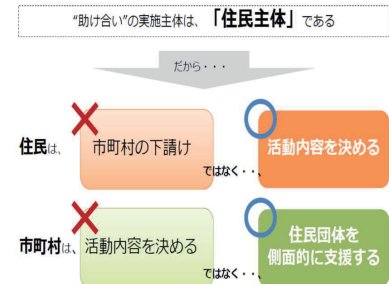
生活支援コーディネーターとは？  
協議体と協力しながら、自分たちの力をより良く使っていくために、地域の様々な活動をにつなげたり、組み合わせたり調整役です。

何を話す？  
期にある助け合いの活動など地域の情報を共有したり、民間に於いて「誰が何をどのよう地域にしたいか」などを話し合います。その過程で、活動主体間のネットワークを構築したり、見守り活動や居場所づくりなど、その地域の実情にあった生活支援の仕組みをできる範囲で考えます。

お問合せ先 浦安市高齢者包括支援課 047-381-5028  
社会福祉法人浦安市社会福祉協議会 047-355-5271

協議体とは・・・

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。



## 浦安市における地域ケア会議と協議体③

なぜ、二つの会議の連携が必要なのか？

要望（デマンド）と課題（ニーズ）を混同しないようにするため

ワークショップ等での住民の声は要望（デマンド）であって自立支援に向けた課題（ニーズ）でないことも

自立支援に向けた課題（ニーズ）の抽出は専門職が得意な分野

地域ケア会議で表面化した課題（ニーズ）を地域のプロが参加している協議体で引き受けられたら理想？

## 重点施策2 相談支援体制の充実

（基本目標1 - (2)）

- 地域の中で高齢者やその介護者が、介護や生活で困ったことを気軽に相談できる体制をより充実することが必要です。
- そのため、相談支援体制を充実させるとともに、分野横断的に現在行われている個別会議や定期的な調整会議をより精査することで、よりよい包括的な相談体制のあり方を検討します。

## 重点施策3 地域包括ケアを支える担い手の養成（基本目標1 - (4)）

- 地域包括ケアを支えるためには、専門職の方や、関係するボランティア・NPOだけでなく、高齢者もその人にあった形で、地域の担い手や、地域活動のメンバーとして参加できるような仕組みを構築することが必要です。
- そのため、まちづくり活動に必要な知識や技能を身につけることができるよう、ボランティアの育成や、うらやす市民大学においてまちづくりの活動への意識を醸成するとともに実践者としての活動ができるよう体制の整備に取り組みます。

## 基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

高齢者一人ひとりが、地域の中でその人にあった多様な生きがい活動や、多様な地域活動を行うことで、だれもがいつまでも健康でいられるようにしていくことが必要です。

そのため、高齢者が自身のこれまでの経験を生かし、お互いに助け合いながら、社会参加を行ったり、就労の支援を行ったりするなど、多様な形で生きがいづくりを行います。

また、今後は参加するだけでなく、地域における支えあいの担い手として様々な場所で活動するなど、積極的な関わりを有することができるよう支援します。

## 重点施策4 認知症対策の推進（基本目標1 - (5)）

- 「新オレンジプラン」（平成27年1月）にて国が示した7本の柱に基づき、認知症の理解を深めるための普及・啓発活動や、認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。また、若年性認知症の人に対する支援をより充実します

## 重点施策5 ボランティア活動・市民活動等の推進（基本目標2 - (1)）

- ボランティア活動・市民活動等の推進を図るため、ボランティアセンターや市民活動センターとの連携を図ることで、多様な形での市民活動への参加を支援します。

### 基本目標 3 健康を維持してよりよく生きていくために（介護予防・要支援）

いつまでも健康を維持し、よりよく生きていくためには、多様な介護予防、健康づくりを活用しながら、その人の状態に応じた健康づくりを進めていくことが必要であることから、身体機能の維持・改善のため、高齢者が介護予防に関する正しい知識を習得できるように取り組みます。

29

### 基本目標 4 自分らしく安心して生活するために（要介護）

高齢者が要介護者になっても、豊かな生活を送ることができるよう、医療と介護が十分連携しながら、いつまでもその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることが重要です。

また、誰もが住み慣れた地域で最後まで生活をしていけるよう、介護者支援や終活を含んだサービス提供体制の充実を図ります。

31

### 重点施策 6 介護予防の充実

（基本目標 3 - （ 2 ））

- 介護予防の充実を図るため、正しい知識の習得を支援します。また、住民運営の通いの場を充実・拡大し、身近な場所で高齢者が集い、担い手側あるいは参加者として介護予防活動ができる環境を整備します。

### 重点施策 7 医療と介護との連携

（地域医療体制の整備）（基本目標 4 - （ 1 ））

- 高齢者のだれもが、切れ目のない在宅医療と介護との連携により、認知症や重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域の中で終末期まで迎えることができるようにします。また、回復期の高齢者が利用できるリハビリ病院を整備することで、急性期から在宅復帰までスムーズに移行できるようにします。



# 本計画に込めた“想い”

基本目標	取組の柱	取組内容【概要】
人がつながり、高齢者が安心して暮らせるために	(1) 高齢者ケアシステムの構築	高齢ケアネットワークの構築、支え合いの仕組みづくり、認知症のケア、高齢者ケアの推進、高齢者ケアの推進、高齢者ケアの推進、高齢者ケアの推進
	(2) 地域支援体制の構築	高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(3) 地域との連携	高齢ケアネットワークの構築、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(4) 地域福祉ケアを支える仕組みの構築	高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(5) 認知症ケアの推進	認知症ケアの推進、認知症ケアの推進、認知症ケアの推進、認知症ケアの推進
	(6) 在宅医療の推進	在宅医療の推進、在宅医療の推進、在宅医療の推進、在宅医療の推進
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(7) 高齢者生活支援サービスの充実	高齢者生活支援サービスの充実、高齢者生活支援サービスの充実、高齢者生活支援サービスの充実
	(8) 介護保険サービスの充実	介護保険サービスの充実、介護保険サービスの充実、介護保険サービスの充実
	(9) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援、高齢者の就業支援、高齢者の就業支援
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(10) ボランティア活動・市民活動の推進	ボランティア活動の推進、ボランティア活動の推進、ボランティア活動の推進
	(11) 生涯学習・スポーツ活動の充実	生涯学習の推進、生涯学習の推進、生涯学習の推進
	(12) 高齢者の健康づくり	高齢者の健康づくりの推進、高齢者の健康づくりの推進、高齢者の健康づくりの推進
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(13) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進
	(14) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進
	(15) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進

# 第6期施策体系図



# 本計画に込めた“想い”

基本目標	取組の柱	取組内容【概要】
人がつながり、高齢者が安心して暮らせるために	(1) 高齢者ケアシステムの構築	高齢ケアネットワークの構築、支え合いの仕組みづくり、認知症のケア、高齢者ケアの推進、高齢者ケアの推進、高齢者ケアの推進
	(2) 地域支援体制の構築	高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(3) 地域との連携	高齢ケアネットワークの構築、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(4) 地域福祉ケアを支える仕組みの構築	高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置、高齢ケアセンターの設置
	(5) 認知症ケアの推進	認知症ケアの推進、認知症ケアの推進、認知症ケアの推進、認知症ケアの推進
	(6) 在宅医療の推進	在宅医療の推進、在宅医療の推進、在宅医療の推進、在宅医療の推進
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(7) 高齢者生活支援サービスの充実	高齢者生活支援サービスの充実、高齢者生活支援サービスの充実、高齢者生活支援サービスの充実
	(8) 介護保険サービスの充実	介護保険サービスの充実、介護保険サービスの充実、介護保険サービスの充実
	(9) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(10) ボランティア活動・市民活動の推進	ボランティア活動の推進、ボランティア活動の推進、ボランティア活動の推進
	(11) 生涯学習・スポーツ活動の充実	生涯学習の推進、生涯学習の推進、生涯学習の推進
	(12) 高齢者の健康づくり	高齢者の健康づくりの推進、高齢者の健康づくりの推進、高齢者の健康づくりの推進
暮らしやすくなる地域社会を築くために	(13) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進
	(14) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進
	(15) 高齢者の就業支援	高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進、高齢者の就業支援の推進

# 共有したい“想い”

高齢者自ら可能な限り、地域の住民や多様な主体、医療機関、介護保険サービス事業所、企業などと“つながり”

地域の持つ力と公的な支援体制が協働することで地域を創ることができる

## 改正社会福祉法第4条第1項

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 最後に市民の役割とは？

偉そうに言えませんが、こんな風に考えています（あくまでも私見です）

## 改正社会福祉法第4条第2項

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 改めて地域福祉を問う

「地域福祉の目的は、ただ単に住民が仲良く安全・安心して暮らすことにあるのではなく、地域が成長することにある。地域が成長するとは、地域住民が自分たち以外の人たちへ配慮できることであり、分断・孤立・疎外されがちな人と連帯し、苦しみを分かち合って生きるようになっていくことである」

(加藤博史「社会福祉の定義と価値の展開」より)

千里の道も一歩から  
ご清聴ありがとうございました

